

平成 30 年 9 月 12 日

申請者各位

株式会社 住宅性能評価センター

日頃より各種申請にて当社をご利用いただき誠に有難う御座います。

審査及び検査に関するお知らせをさせていただきます。

=====**お知らせ**=====

平成 30 年 9 月 25 日から「建築基準法の一部を改正する法律」に伴い、「確認申請書」及び「概要書」の様式が一部変更になります。

変更の内容について下記にお知らせをさせていただきます。

記

1. 主要な変更点について

申請書 第三面 11 欄【延べ面積】

ロ、ヌ、ヲ(旧ル)欄：記載変更

ル欄 「宅配ボックスの設置部分」の追加

変更箇所を「赤字」表示

【11. 延べ面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)	
【イ. 建築物全体】	()	()	(0.00)	m ²
【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ハ. エレベーターの昇降路の部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ホ. 自動車車庫等の部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ヘ. 備蓄倉庫の部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ト. 蓄電池の設置部分】	()	()	(0.00)	m ²
【チ. 自家発電設備の設置部分】	()	()	(0.00)	m ²
【リ. 貯水槽の設置部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ル. 住宅の部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ロ. 老人ホーム等の部分】	()	()	(0.00)	m ²
【ワ. 延べ面積】		m ²		
【カ. 容積率】		%		

2. 変更の時期(施行時期)

平成 30 年 9 月 25 日以降に「建築確認」を申請する場合は、新書式で申請していただく必要があります。

弊社の場合は『本受付』の日付が対象となりますので、現在事前申請を頂いている物件で 9 月 25 日以降に本受付となる場合は、申請書を差し換えて頂く必要があります。

お手数ですがご協力の程よろしくお願い致します。

以上